

令和8年3月4日招集

令和8年第3回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第4号 専決処分について〔財産の取得について(琴浦町回収指定袋)〕

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 財産の取得について(琴浦町回収指定袋)

令和8年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

財産の取得について(琴浦町回収指定袋)

令和 8 年 2 月 1 6 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年10月30日付に議決を得た、琴浦町回収指定袋納入業務について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第1回変更契約後

取得財産名：琴浦町回収指定袋納入業務

納入場所：琴浦町の指定する場所

納入期限：令和8年3月30日

契約金額：金 15,221,250円

契約者：住所 鳥取県倉吉市山根55番地39

指名 社会福祉法人 敬仁会

障がい者支援施設 敬仁会館

施設長 伊藤 幸司

変更契約前	変更契約後
納入期限：令和8年3月6日	納入期限：令和8年3月30日

備考 変更部分は下線の部分である。

【納期延長理由】

今年度より国産製品を採用したことで製造に係る調整に想定以上の期間を要したこと、加えて積雪等による悪天候の影響により入荷が遅れたため、納期の延期が必要となった。